明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		日	号外	ページ
一二三	建築基準法の規定により指定確認検査機関の事務所の所在地を変更した件	二八		六
一二四	都市計画に関する件	二八		六
	○近畿地方整備局			
一五三―一五五	道路に関する件	一六		六
一五六―一五八	〃	一七		四
一五九―一六〇	〃	二二		五
一六一	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二四		七
一六二		三〇	222	二
	○中国地方整備局			
九四―九五	道路に関する件	二		六
九六	〃	九		六
九七―一〇四	〃	二四		七
一〇五	〃	二七		七
一〇六	〃	二八		六
一〇七―一〇八	〃	三〇	222	三
	○四国地方整備局			
六四	都市計画に関する件	一五		七
六五―六七	道路に関する件	二九	220	二一
六八―七〇	〃	三〇	222	三
七一	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	三〇	222	四
	○九州地方整備局			
一二三	道路に関する件	一		六
一二四	〃	六		四
一二五	〃	一〇	206	四三
一二六	〃	一五		七
一二七	〃	二七		七
一二八―一三〇	〃	三〇	222	五
	○北海道開発局			
一八六―一八八	道路に関する件	一〇	206	四三
一八九	〃	一七		四
一九〇	〃	二一		九
一九一	〃	三〇	222	六
	○沖縄総合事務局			
四五	道路に関する件	三〇	222	六
	○最高裁判所			
二	最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件	一五		八
三	最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件	一五		八